



公害防止管理者制度のアジアへの普及

(社) 産業環境管理協会(JEMAI) Katsuya Tsurusaki
技術顧問 鶴崎 克也

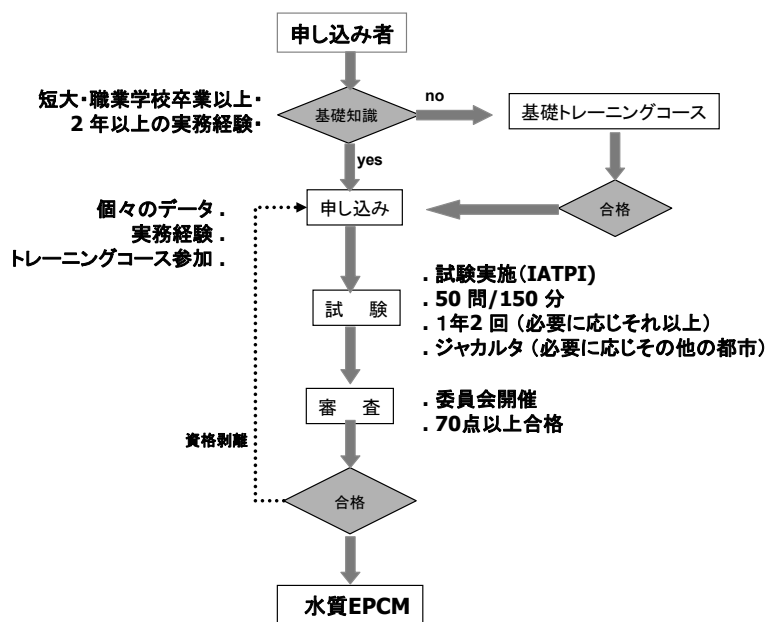
1 はじめに

タイ国において、2004年5月、初めての環境スーパーバイザ国家試験が実施された。これは、日本の公害防止管理者(PCM: Pollution Control Manager)制度を参考に、2002年5月に構築された環境スーパーバイザ制度に基づいたものである。すでに、水質、大気、産業廃棄物関係の20数回の国家試験が実施され、約15,000人が受験し、3,000人余が資格を得ている。また、インドネシアでも、西ジャワ州において環境管理者(EPCM: Environmental Pollution Control Manager)制度が構築され、2005年12月には、第1回目の水質関係の資格試験が試行された。いずれも、JEMAIを初めとする経済産業省傘下の各種団体の協力により導入されたものである。2006年度からは、(独)国際協力機構(JICA)の「中国企業環境監督員制度推進プロジェクト」がJEMAIに委託され、中国における制度構築が進められている。本稿では、インドネシアの制度概要と中国での制度構築の進捗について紹介する。

2 インドネシア・西ジャワ州のEPCM制度の概要

インドネシアの主たる輸出産業である繊維産業の中心地西ジャワ州バンドン地方の河川の汚染状況を、JEMAI及び(独)日本貿易振興機構(JETRO)等の専門家が調査した結果、早急な対策の必要性を指摘した。インドネシア中央政府商業工業省及び西ジャワ州環境保護局は、その対策として、日本のPCM制度を参考に、環境管理者(EPCM)制度を構築することとなった。2004年3月、州政府は特定工場に対し、有資格者で構成される公害防止組織の設置を義務化する州知事令を制定した。公害防止組織は、日本の公害防止統括者に相当する第1責任者、同じくPCMに相当するEPCM、日本の制度には無いオペレータから構成される。また、EPCMの分類は水質、大気、有害廃棄物、騒音・振動関係とし、水質関係のEPCM制度の構築から着手した。

EPCMの資格の取得のためには、第1図に示したように、環境系の高等専門学校以上の学歴及び2年以上の就業歴があれば、環境衛生専門家協会(IATPI)が実施する試験を受験することができる。



第1図 EPCMの資格取得方法

そうでなければ、事前に基礎研修を修了した後、受験する。基礎研修は、IATPI に登録された民間研修機関、大学等が実施する。この試験は、2005 年から、毎年、実施され、これまでに 400 名余が資格を取得し、資格取得者による団体 (APPLI) も結成された。現在、大気関係の EPCM 制度を発足させるため準備中である。

また、中央政府の環境省は、西ジャワ州の EPCM 制度の有用性を評価し、同様の制度を全国に普及すべく、この制度の汎用化を検討している。

この間、日本は JEMAI 及びいくつかの企業の専門家を派遣し、制度構築及び試験・研修用の教科書作成を支援した。また、招聘研修で講師育成を図るとともに日本の国家試験の実施状況も見学に供した。日本からの協力活動をまとめると、専門家派遣が 13 回延べ 36 人、日本への訪問調査が 3 回延べ 15 人、招聘研修が 4 回延べ 120 人に上る。

3. 中国企業環境監督員制度の構築

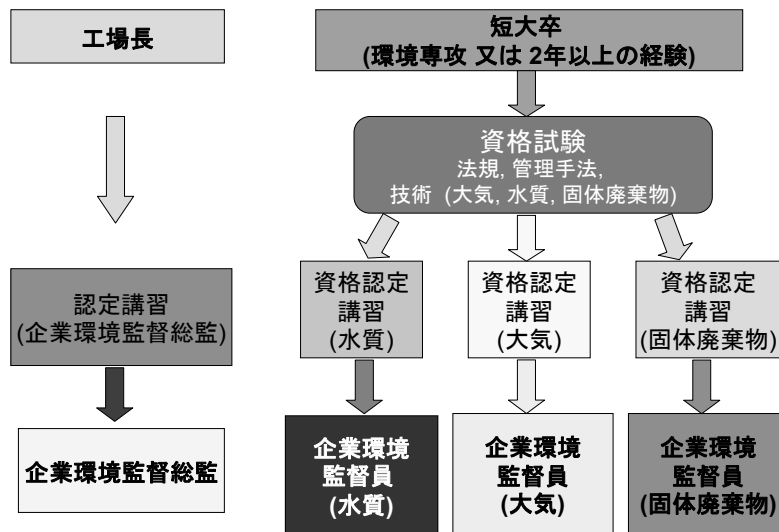
中国では、環境保護部の日中友好環境保全センター(センター)において、日本の PCM 制度の研究が 1998 年頃から進められていたが、2005 年 12 月に、国務院から企業環境監督員 (Enterprise Environmental Manager: EEM) 制度の推進が通達された。そこで、JICA は、2006 年度からセンターのプロジェクトとして、本制度構築を支援することとなり、JEMAI に事業を委託した。JEMAI は、2006、2007 年度に、15 回延べ 55 人の専門家派遣を行い、

企業環境監督員制度の基本設計案、暫定規定案、試験大綱案、研修大綱案、教材大綱案などの作成を支援した。その結果、第一ステージとして、環境保護部がリストアップした国家重点汚染監視企業約 7000 社において、企業環境監督総監の下に、水質、大気、固体廃棄物関係の EEM を配置する制度が試行されている。資格認定については、第 2 図に示したように、法規、環境管理手法及び 3 分野の基礎技術の試験を合格した後、それぞれの専門技術の研修を受け、各専門 EEM の資格を取得することになる。2008 年度からは、JEMAI は、本制度施行準備のために、ロードマップの作成や既作成の各種案の修正、教材作成の支援を行うこととしている。

4. おわりに

2005 年 1 月には、タイ国の制度を参考に、ASEAN 諸国に環境管理者制度を普及することを目的として、同国に ASEAN の 6 カ国の関係者を招聘し、地域ワークショップを開催した。このワークショップでは、わが国がプログラム作成を行い、タイ国及び日本の環境管理者制度を学び、タイ国の国家試験を視察した。さらに、2006 年 3 月にタイ国バンコクで、9 月にインドネシアのジャカルタで、同様のワークショップが開催された。

将来的には、これらの制度の情報交流を通じて、アジアでの有効な環境管理が図れるような環境人材ネットワーク構築を考えていきたい。



第 2 図 企業環境監督員資格認定方法